

## 建築士事務所 登録事項変更届

建築士事務所の開設者は、変更のあった日から2週間以内に変更届を出してください  
所属建築士については、変更があった日から3ヶ月以内に変更届を提出してください  
(建築士法第23条の5、第2項)

申請に必要な書類 《正本・副本2部提出》

(1) 建築士事務所登録事項変更届・・・様式第9号(第18条関係)

(2) (1)に添付する書類

1) 事務所名称変更の場合(法人の場合)

① 登記事項証明書「履歴事項全部証明書」の写し

2) 所在地変更の場合

① 登記事項証明書「履歴事項全部証明書」の写し(法人の場合)

② 別紙-1 事務所のある付近見取り図

3) 開設者(代表者)の変更(法人の場合)

① 登録申請者の略歴書(添付書類(ロ))

② 登録申請者の誓約書(添付書類(ハ))

③ 登記事項証明書「履歴事項全部証明書」の写し

④ 役員名簿【別添1】

4) 開設者(個人)氏名の変更の場合

[★個人事業主の開設者は、別開設者に変更ができない]

① 登録申請者の略歴書(添付書類(ロ))

② 登録申請者の誓約書(添付書類(ハ))

③ 登録申請者の戸籍抄本の写し

5) 管理建築士変更の場合

① 所属建築士変更事項【別添2】

② 管理建築士の略歴書(添付書類(ロ))

③ 管理建築士講習修了証の写し

④ 管理建築士の建築士免許証の写し

6) 組織変更の場合

(特例有限会社から株式会社並びに合資・合名会社と合同会社)

① 登記事項証明書「歴事項全部証明書」の写し

## 7) 開設者（代表者）以外の役員の変更（法人の場合）

- ①登録申請者の誓約書（添付書類（ハ））
- ②登記事項証明書「歴事項全部証明書」の写し
- ③役員名簿【別添1】

## 8) 所属建築士変更の場合

- ①所属建築士変更事項【別添2】

※所属する建築士が改姓等で変更した場合、木造⇒二級⇒一級の級種が変更した場合も届出をしてください（但し、建築士登録事項変更後、建築士免許証の写しを添付）

■申請を行政書士に依頼される場合は、「委任状」の提出が必要となります。

## 【変更手続きができない内容】

### ◎個人登録⇔法人登録

（廃止手続きの上、新規登録が必要になります）

### ◎1級から2級へ変更等、登録級の変更

（廃止手続きの上、新規登録が必要になります）

### ◎個人登録の場合の登録申請者の変更

（廃止手続きの上、新規登録が必要になります）

### ◎県外への事務所の移転

（廃止手続きの上、移転先の都道府県にて新規登録が必要になります）

## 変更届の提出（郵送の場合）

郵送は、発着記録が残る方法（簡易書留レターパックプラス・ライト）をお願いいたします。

副本の返送に必要な返信用封筒については

送付先を記入したレターパック（プラス・ライト）を同封してください。

## 提出先・問合せ先

宮崎県知事指定事務所登録機関

一般社団法人 宮崎県建築士事務所協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2丁目9番19号

宮崎県建設会館4F（1階駐車場がございます）

TEL 0985-29-1188 FAX 0985-38-9418